

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-01-03

事業名	保健サーベイランス調査	事業番号	03	課係名	環境保全課 大気環境班	係番号	01
-----	-------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 県民(3歳児・6歳児)の健康</p> <p>(2) 現状 環境省では、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係について平成8年度から全国的な疫学調査を行っている。</p> <p>(3) 方法 環境省の委託を受け、那覇市内の3歳児及び6歳児を対象に呼吸器系疾患やアレルギー性疾患等の既往状況について、アンケート形式で調査を行う。 6歳児調査：平成16年度～</p> <p>(4) 目標 地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を把握する。</p> <p><b>2. 事業の必要性</b> 県民の健康状態と大気汚染との関係を継続的に観察し、必要に応じて所要の施策を講ずるための基礎資料として必要である。</p> <p><b>3. 実施年度・始期：平成8年度，終期：</b></p> <p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(10/10)</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 国民の健康状態と大気汚染との関係を把握し、所要の施策を講じる必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 受託により得られた知見を、本県における大気環境施策の立案や地域保健対策に活用することができる。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>2,000</td> <td>2,880</td> <td>2,256</td> <td>2,525</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：保健サーベイランス調査事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,000	2,880	2,256	2,525	人工数	0.10	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,000	2,880	2,256	2,525												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.10												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 3歳児健康診断 各小学校(小学1年生)</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 3歳児・6歳児の健康状態</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 毎年、3歳児を対象に約3,000人を調査してきた。平成16年度から3歳児調査と同一地区の結果と比較検討し、より詳細な解析を行うため、6歳児についても約3,000人を調査した。</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 呼吸器系疾患等の有症率と大気汚染物質濃度との関連性について、全国的に解析するためのデータを収集した。</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 健康状態と大気汚染との関係を明らかにするため、引き続きデータの収集・解析を行う。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 知見の集積を図ることにより、大気汚染による健康被害を未然に防止するための施策立案等に活用することができる。</p>
--	--	---

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 大気環境班				
評価責任者	環境保全課長			担当者	大気環境班
課番号	030800	係番号	01	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-01-03				
事務事業名	保健サーベイランス調査				
歳出事業コード(1)	156002008	事業区分	A		
歳出事業名(1)	保健サ-ベイランス調査事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070207	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	大気環境・騒音等対策		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	3歳児健康診断					
成果指標名又は成果の内容(A')	調査票の回収					
活動指標名又は活動の内容(B)	6歳児健康診断					
成果指標名又は成果の内容(B')	調査票の回収					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	対象者数(	3,522.00	3,797.00	3,363.00		3,500.00
成果指標A'	回収率	73.30	75.50	73.80		80.00
活動指標B	対象者数(	0.00	0.00	3,514.00		3,500.00
成果指標B'	回収率	0.00	0.00	42.70		80.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,000	2,880	2,256	2,525	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.10	
	人件費E	663	644	644	642	
	合計C+E=F	2,663	3,524	2,900	3,167	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>
	(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	本調査による知見の集積は未だ十分ではなく、環境省は継続的に実施することとしている。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	県内の大気環境は概ね良好な状況にあり、大気汚染物質発生源に対する規制強化等の措置を講じる段階にはないが、県民の健康や環境への関心は高まっている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	本調査は、環境省が25都道府県と委託契約を締結して実施しており、本県でも県民の健康状態と大気汚染との関係を把握するため、受託している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	環境基本法に基づく国民の健康状態と大気汚染との関係を把握し、所要の施策を講じる上で、官の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	県民の健康状態と大気汚染との関係を把握し、所要の施策を講じる上で、官の実施が妥当である。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	回収した調査票について、集計・解析のためのデータ入力を委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	健康状態と大気汚染との関係については、環境省において所管し全国調査を実施している。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	本調査の対象者、対象地域及び調査内容については、環境省が専門家の助言等を受けて立案している。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	那覇市が実施している3歳児健康診断や、小学校入学時の6歳児検診等を活用して調査票を配布することにより、回収率を70%台を越えるようにしている。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1  
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	呼吸器系疾患等の有症率と大気汚染物質濃度との関連性について、全国的に解析するためのデータ集積が行われている。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1  
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	呼吸器系疾患等の有症率と大気汚染物質濃度との関連性について、全国的に解析するためのデータ集積が行われている。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	環境省からの委託料の範囲内で実施している。
----------	-----------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	本調査で得られたデータについては、国において集計・解析を行っている。
----------	------------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較		B
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
4. 民間委託の可能性		E	
有効性	5. 事務事業の選択		A
	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
7	3	2			1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 2

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	県民の健康状態と大気汚染との関係を把握するため、継続して調査を行う必要はあると考えるが、市が行っている3歳児検診等にデータの収集を依頼しており、環境省と那覇市の委託契約で事業が継続できると考えている。今後、那覇市と事業の移管について調整していく必要があり、その間は現状維持で対応する。
----------	--

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-01-05

事業名	ばい煙発生施設等届出データ整備事業	事業番号	05	課係名	環境保全課 大気環境班	係番号	01
-----	-------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 事業者</p> <p>(2) 現状 特定施設届出総数：791事業所（平成14年度末）</p> <p>(3) 方法 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等について届出データの整理及び統計処理を行い、発生源の把握を行うほか、保健所との合同調査（苦情処理等）を行う。</p> <p>(4) 目標 ばい煙発生施設等をデータベース化することにより、事業活動に伴う大気汚染を未然に防止し県民の健康を保護する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 工場・事業場におけるばい煙等の排出を規制し、大気汚染の未然防止を図り、国民の健康を保護するため、官において行う必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 大気汚染は広域的であり、ばい煙発生施設等に対する規制業務は県において行うことが適当である。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>6,940</td> <td>2,206</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：大気汚染物質常時測定調査費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	6,940	2,206	0	0	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	6,940	2,206	0	0												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 大気汚染を未然に防止し県民の健康を保護するため、ばい煙発生施設等に係る情報を継続的に把握する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 特定施設に係る届出データの整備</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績 8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 届出事業所数：794件（ばい煙678 + 粉じん116）  大気汚染防止法及び電気ガス事業法関係</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） ばい煙発生施設等のデータベース化、保健所との合同調査（苦情処理等）</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 排出基準の順守による大気環境基準の達成</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） ばい煙発生施設等から排出される主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素について、一般環境大気測定局すべて（全10局）において環境基準を達成している。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） ばい煙発生施設等のデータベース化によって発生源の状況を把握し、大気環境基準の達成に寄与することができる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 大気環境班				
評価責任者	環境保全課長			担当者	大気環境班
課番号	030800	係番号	01	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-01-05				
事務事業名	ばい煙発生施設等届出データ整備事業				
歳出事業コード(1)	156002003	事業区分	D1		
歳出事業名(1)	大気汚染物質常時測定調査費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070207	計画名	環境保全実施計画	
			政策目標	自然環境の保全・活用	
			施策	大気環境・騒音等対策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	ばい煙発生施設等届出データの整備					
成果指標名又は成果の内容(A')	環境基準の達成					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	届出総数	791.00	791.00	791.00	0.00	0.00
成果指標A'	達成率	80.00	80.00	80.00	90.00	90.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	6,940	2,206	0	0	0
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	1,284
	合計C+E=F	8,266	3,494	1,288	1,284	1,284

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	県内の大気環境は概ね良好な状況にあり、ばい煙発生施設等に対する規制強化等の対策を講じる段階にはない。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	県内の大気環境は概ね良好な状況にあり、ばい煙発生施設等に対する規制強化等の対策を講じる段階にはないが、今後も継続してばい煙発生施設等の状況を的確に把握し、大気環境基準の達成・維持を図る必要がある。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	ばい煙発生施設等の設置にあたっては、知事への事前の届出が大気汚染防止法第6条により義務づけられており、各都道府県では届出データ等の整備を行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	ばい煙発生施設等の設置にあたっては、知事への事前の届出が大気汚染防止法により義務づけられている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	ばい煙発生施設等の設置にあたっては、知事への事前の届出が大気汚染防止法により義務づけられている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	ばい煙発生施設等の設置にあたっては、知事への事前の届出が大気汚染防止法により義務づけられている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	大気汚染防止法に基づく届出事務の一環として行われている。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	ばい煙発生施設等の状況を的確に把握し、事業活動に伴う大気汚染の未然防止を図る必要がある。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	ばい煙発生施設等の状況を的確に把握することで、大気環境基準の達成・維持に寄与している。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠  
 届出データの整備により、ばい煙発生施設等の状況の的確な把握が行われている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠  
 届出データの整備により、ばい煙発生施設等の状況の的確な把握が行われ、大気環境基準の達成に寄与している。

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 届出関係事務は自治事務であり、市町村や受益者に負担を課すものとなっていない。

10. O A化の可能性 判定 | D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠  
 届出データの整備に当たっては、環境省が作成し各都道府県に配布している「ばい煙発生届出データ入力システム」を利用している。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
必要性	3. 役割分担	(2) 県市町村	A
		4. 民間委託の可能性	A
必要性	5. 事務事業の選択		A
		有効性	6. 対象の妥当性
有効性	7. 貢献度		A
		効率性	8. 対費用効果
(2) 対結果	C		
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	D

合計	A	B	C	D	E
	7	3	2	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価  
 評価区分 | C | 具体的方向性 | 4

(評価区分) : C. 見直す  
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠  
 ばい煙発生施設の届出については、保健所長に権限委譲済みである。  
 各保健所に届出があったばい煙発生施設については、データベースを構築し、全県分の取りまとめを環境保全課で行う。また、ばい煙は性施設に係る苦情等の対応については保健所と共同で実施するが、大気常時測定調査事業中で行う。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-01-11

事業名	原子力軍艦放射能調査	事業番号	11	課係名	環境保全課 大気環境班	係番号	01
-----	------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 ホワイトビーチに寄港する原子力軍艦</p> <p>(2) 現状 日米安全保障条約により、ホワイトビーチ、横須賀港及び佐世保港への米国原子力軍艦の寄港が認められており、平成17年度はホワイトビーチに15隻(原潜)が寄港した。</p> <p>(3) 方法 文部科学省が策定した「原子力軍艦放射能調査指針大綱」に基づき、同省、海上保安庁及び県で調査班を編成し、ホワイトビーチへの原子力軍艦寄港に係る放射能調査を実施している。</p> <p>(4) 目標 原子力軍艦寄港時の放射能調査の実施及び結果の公表による周辺地域住民の安全の確保</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)国庫 国庫補助率:(10/10)</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 周辺地域住民の安全を確保するため、官において行う必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 「原子力軍艦放射能調査指針大綱」に基づき、ホワイトビーチにおける放射能調査は国及び県が調査班を編成して実施することになっている。また、原子力軍艦に係る災害が起きた場合、その影響が複数の市町村に及びおそれがあるため、県が行う必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b>(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>16,361</td> <td>19,640</td> <td>10,277</td> <td>10,490</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名:放射能調査費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	16,361	19,640	10,277	10,490	人工数	0.30	0.30	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	16,361	19,640	10,277	10,490												
人工数	0.30	0.30	0.30	0.30												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 周辺地域住民の安全を確保するため、放射能調査を実施する必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期:</b> 昭和47年, <b>終期:</b></p> <p><b>4. 自治上の区分:</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 原子力軍艦寄港時の海水等の放射能調査</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 原子力軍艦寄港時の放射能調査 インターネットによる測定データの公表(防災環境Nネット)</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 原子力軍艦寄港時の放射能調査の継続 原子力軍艦に起因する原子力災害が発生した場合のモニタリング体制の強化</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 原子力軍艦寄港時の放射能水準に異常がないこと</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 寄港時の放射能水準に異常のないことが確認された。 インターネット上で測定データが公表され、災害発生時における迅速な広報等が可能になった。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 原子力軍艦寄港時の放射能調査を実施するとともに、原子力災害発生時のモニタリング体制を強化することにより、周辺地域住民の安全を確保することができる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 大気環境班				
評価責任者	環境保全課長			担当者	大気環境班
課番号	030800	係番号	01	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-01-11				
事務事業名	原子力軍艦放射能調査				
歳出事業コード(1)	156009001	事業区分	A		
歳出事業名(1)	放射能調査費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070210	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	基地公害対策		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	原子力軍艦寄港時の海水等の放射能調査					
成果指標名又は成果の内容(A')	原子力軍艦寄港時の放射能水準に異常がないこと					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	寄港隻数	15.00	14.00	18.00	0.00	0.00
成果指標A'	異常の有無	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	16,361	19,640	10,277	10,490	0.00
	人工数D	0.30	0.30	0.30	0.30	0.00
	人件費E	1,989	1,932	1,932	1,926	0.00
	合計C+E=F	18,350	21,572	12,209	12,416	0.00

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 満足している。
判定根拠	ホワイトビーチへ米原子力軍艦が寄港する場合には、「原子力軍艦放射能調査指針大綱」に基づき、文部科学省、海上保安庁及び県で調査班を設置し、寄港日の24時間前から出港翌日まで海水等の放射能調査を行い、測定結果を公表している。本調査において、復帰後これまでに異常値が確認されたことはない。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	原子力軍艦の寄港に当たっては、県民の安全が常に確保される必要がある。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	米原子力軍艦が寄港する横須賀港、佐世保港及びホワイトビーチにおいては、原子力軍艦放射能調査指針大綱に基づき、同様の調査が行われている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	周辺地域住民の安全を確保するため、官において行う必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	原子力軍艦放射能調査指針大綱に基づき、ホワイトビーチにおける放射能調査は国が県と委託契約を締結し実施している。その際、調査班を編成し実施することになっている。また、原子力軍艦に係る災害が起きた場合、その影響が複数の市町村に及びおそれがあるため、県が行う必要がある。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	原子力軍艦放射能調査のうち、核種分析等については文部科学省所管の（財）日本分析センターに検体を送付している。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	原子力軍艦に起因する原子力災害については、沖縄県地域防災計画において対応方針が定められており、消防防災課において所管している。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	原子力軍艦寄港時の放射能調査を実施することにより、周辺地域住民の安全を確保することができる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	原子力軍艦寄港時の放射能調査を実施し、非寄港時のデータと比較することによって、放射能水準の異常の有無を確認することができる。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定 根拠	原子力軍艦の寄港時におけるこれまでの測定結果は、非寄港時の値と同様であることを確認している。また、本調査に係る文部科学省からの委託料に大きな変動はない。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	原子力軍艦放射能調査は、原子力軍艦放射能調査指針大綱に基づいて行われており、調査内容等に大きな変動はない。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 A  
 (判定内容) A: 妥当である。

判定 根拠	文部科学省との委託契約の範囲内で実施している。
----------	-------------------------

10. O A化の可能性 判定 A  
 (判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	本調査で得られた計測データについては、国において集計・解析を行っており、県においてO A化する事項は特にない。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	B
	(2) 県市町村		B	
4. 民間委託の可能性			E	
	5. 事務事業の選択			C
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C	
		(2) 対結果	C	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性				A

合計	A	B	C	D	E
6	3	3			1

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B   具体的方向性   1

(評価区分): B: 現状維持  
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	県民の安全を確保するため、原子力軍艦放射能調査指針大綱に基づく放射能調査を継続して実施する。また、消防防災課や文部科学省等とともに、原子力軍艦に起因する原子力災害が発生した場合のモニタリング体制の強化に努める。
----------	---

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-01-15

事業名	環境保全条例制定事業	事業番号	15	課係名	環境保全課 大気環境班	係番号	01
-----	------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 昭和51年に制定された県公害防止条例を全部改正し、新たな視点に立った条例（仮称「沖縄県環境保全条例」）として制定する。</p> <p>(2) 現状 現行の県公害防止条例は、工場・事業場から発生する産業公害の防止に成果を上げてきたが、今日では生活排水による水質汚濁といった身近な環境問題から化学物質による環境汚染、さらには、地球環境問題に至るまで環境保全行政の対象が大きく変化している。この間、環境基本法が制定されるなど、環境保全関係法令の制定や改正が進んでおり、現条例の全部</p> <p>(3) 方法 平成17年度 環境審議会への諮問（見直しの基本方向、改正案の骨子案等）、シンポジウム・広聴会等（県民・事業者等の意見募集）、規制対象施設及び規制基準の見直しと大気・水環境の将来予測 条例・施行規則案の作成</p> <p>(4) 目標 平成17年度 環境審議会への諮問（見直しの基本方向、改正案の骨子案等）、シンポジウム・広聴会等（県民・事業者等の意見募集）、規制対象施設及び規制基準の見直しと大気・水環境の将来予測 条例・施行規則案の作成</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1) 行政, 行政 (2) 単独, 単独 国庫補助率: (0)</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 地方公共団体は、環境基本法に基づき、環境の保全に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有しているため、官が行う。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 環境基本法に基づき、県は環境の保全に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有している。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8,869</td> <td>6,208</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 環境保全条例制定事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	8,869	6,208	人工数	0.00	0.00	0.80	0.80
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	8,869	6,208												
人工数	0.00	0.00	0.80	0.80												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 現行の県公害防止条例は、工場・事業場から発生する産業公害の防止に成果を上げてきたが、今日では生活排水による水質汚濁といった身近な環境問題から化学物質による環境汚染、さらには、地球環境問題に至るまで環境保全行政の対象が大きく変化している。この間、環境基本法が制定されるなど、環境保全関係法令の制定や改正が進んでおり、現条例の全部改正を行い新たな視点に立った条例として整備する必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期:</b> 平成17, <b>終期:</b> 平成19</p> <p><b>4. 自治上の区分:</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 環境保全審議会開催回数</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 環境基本条例の制定 環境基本計画の策定 環境保全条例に係る(仮称)県環境審議会の開催(計7回)</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 成果指標 環境保全条例の公布、施行</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 環境保全条例の制定</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 環境保全施策のための基本的な条件の整備が図られた。 環境保全条例(仮称)の方向性、基本的事項等について、県環境審議会において審議された。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 成果指標 環境保全条例に基づく各種環境保全施策の展開が図られ、本県の環境が保全される。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 大気環境班				
評価責任者	環境保全課長			担当者	大気環境班
課番号	030800	係番号	01	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-01-15				
事務事業名	環境保全条例制定事業				
歳出事業コード(1)	156013001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	環境保全条例制定事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	審議会開催数					
成果指標名又は成果の内容(A')	条例制定数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	開催回数	0.00	0.00	0.00	0.00	5.00
成果指標A'	条例制定数	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	8,869	6,208	0.00
	人工数D	0.00	0.00	0.80	0.80	0.00
	人件費E	0	0	5,152	5,136	0.00
	合計C+E=F	0	0	14,021	11,344	0.00

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	平成13年実施の一般県民を対象としたアンケート調査結果によると、現行、県公害防止条例で規制されるいわゆる典型7公害の問題に加え、地球規模の環境問題についての関心度が高く、地球温暖化、オゾン層の破壊などについて深刻な環境問題として評価しており、その対応について満足度が低いと思われる。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	県民の環境問題に関するニーズは、生活排水による水質汚濁といった身近な環境問題から地球環境問題に至るまで大きく変化してきている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	47都道府県において、公害防止条例の改正、見直しの検討が行われている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	環境基本法により都道府県は地域の実情にあった、環境保全に関する施策を推進することとされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	環境基本法により都道府県は国と市町村などと連携し、地域の実情にあった、環境保全に関する施策を推進することとされている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	環境基本法により都道府県は国と市町村などと連携し、地域の実情にあった、環境保全に関する施策を推進することとされている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	環境保全条例（仮称）の制定事務は当課の所管事務である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	昭和51年に制定された公害防止条例を全部改正し、新たな視点に立った条例を制定する。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	昭和51年に制定された公害防止条例を全部改正し、新たな視点に立った条例を制定することにより、環境の保全を図り、県民の健康の保持増進に寄与する。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠 当該事業は、平成17年度新規事業として新たに資源を投入することにより、成果を上昇させる。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠 当該事業は、平成17年度新規事業として新たに資源を投入することにより、成果を上昇させる。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 当該事業は、平成17年度新規事業として新たに資源を投入することにより、成果を上昇させる。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 シンポジウム、公聴会により、パブリックコメントの手続きや、環境審議会に諮ることなどの事務がある。特に電算化については必要を生じない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		A
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	10	3			

12. 所管課の総合評価

総合評価  
 評価区分 B | 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 平成17年度に開催した環境審議会の答申を受け、平成18年度は同条例案・規則案の作成を行い、パブリックコメント、公聴会の手続き等を行う。その後、法制審議会、議会の承認を経て、平成20年度からの施行を目指している。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-02-03

事業名	船舶維持管理事業	事業番号	03	課係名	環境保全課 水環境・赤土対策班	係番号	02
-----	----------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 海域の水質状況の把握</p> <p>(2) 現状 工場・事業場からの排水や油流出等により、海域の水質汚濁が起こるおそれがある。</p> <p>(3) 方法 巡回監視及びサンプリング</p> <p>(4) 目標 監視等を行うことにより、油流出等による海域の水質汚濁を防止する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 知事は、水質汚濁防止法第15条で公共用水域の常時監視が義務づけられている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 知事は、水質汚濁防止法第15条で公共用水域の常時監視が義務づけられている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>20,555</td> <td>5,682</td> <td>6,524</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>2.00</td> <td>2.00</td> <td>2.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 船舶維持管理事業費 船舶定期検査整備事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	20,555	5,682	6,524	0	人工数	2.00	2.00	2.00	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	20,555	5,682	6,524	0												
人工数	2.00	2.00	2.00	0.00												
2. 事業の必要性 石油関係企業等による油流出事故の未然防止を図るとともに、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。																
3. 実施年度・始期: 昭和56年度, 終期:																
4. 自治上の区分: 自治事務																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 巡回監視及びサンプリング</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 巡回監視及びサンプリング出勤回数 平成12年度 94回 平成13年度 95回 平成14年度 93回 平成15年度 88回 平成16年度 94回 平成17年度 105回</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 巡回監視及びサンプリング件数については、年間100回程度を維持するが、今年度から公害監視船を廃し、備船等により実施する。 出勤回数 100回</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 公共用水域等の水質保全</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 環境基準達成率(海域) 平成12年度 100% 平成13年度 100% 平成14年度 100% 平成15年度 92% 平成16年度 92% 平成17年度 92%</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 巡回監視及びサンプリング回数は維持しつつ、現在の良好な水質の保全が図れる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 水環境・赤土対策班				
評価責任者	水環境・赤土対策班		担当者 水環境・赤土対策班		
課番号	030800	係番号	02	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-02-03				
事務事業名	船舶維持管理事業				
歳出事業コード(1)	156005002	事業区分	D1		
歳出事業名(1)	船舶維持管理事業費				
歳出事業コード(2)	156005009	事業区分	B1		
歳出事業名(2)	船舶定期検査整備費				
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070208	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	水環境保全対策		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	巡回監視及びサンプリング					
成果指標名又は成果の内容(A')	公共用水域(海域)の水質保全					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	回	93.00	88.00	94.00	/	95.00
成果指標A'	達成率	100.00	91.70	91.70	/	100.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	20,555	5,682	6,524	/	0
	人工数D	2.00	2.00	2.00	/	0.00
	人件費E	13,260	12,880	12,880	/	0
	合計C+E=F	33,815	18,562	19,404	/	0

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 満足している。	
判定根拠	県内の海域の環境基準達成率は90%を超えている。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	本県の海域は観光資源、水産資源等として県民にとってかけがえのない財産であり、快適な水質維持を強く求めている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	本県の海域は、殆どが一番厳しい類型であり、環境基準達成率は90%を超えている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	水質汚濁防止法第15条で県知事は公共用水域の常時監視をすることとなっており、第16条で水質測定計画を定め実施することとなっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	水質汚濁防止法第15条で県知事は公共用水域の常時監視をすることとなっており、第16条で水質測定計画を定め実施することとなっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定根拠	従来、公害監視船で実施している中城湾、与勝海域等の採水・監視については、今年度から民間からの備船により対応する。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定根拠	対象は異なるが、公共水域の水質保全を図るため、特定施設への監視指導を行う水質関係事業所等監視指導事業等がある。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	石油備蓄基地等からの油流出事故による汚濁防止等を目的とする海域の監視パトロールなどは、海域の水質保全に最も効果がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	海域におけるパトロール、水質サンプリングなどは、水質汚濁の未然防止、環境基準達成率の向上につながる。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠  
 本県の海域における環境基準達成率は90%を超えている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) E2：費用は上昇で結果は横ばい。 判定 | E2

判定根拠  
 公害監視船の活動は年間90回前後と横ばいであるが、石油備蓄基地関連企業の業務見直しに伴い、今後、石油備蓄基地関連の監視活動の減少が予想される。

9. 県の負担割合 判定 | C

(判定内容) C：過大である（県負担を減又は市町村・受益者負担を増す）。

判定根拠  
 水質汚濁防止法第15条で県知事は公共用水域の常時監視を行うこととなっている。

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A：事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 海上パトロール、水質サンプリング等現場業務のため、O A化になじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
必要性	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		B
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	E2
効率性	9. 県の負担割合		C
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	7	1	3		2

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的方向性
		4

(評価区分)： C：見直す  
 (具体的方向性)：4：他の事務事業と統合する。

判定根拠  
 公害監視船による採水・監視から、備船及び類似事業への統合により対費用効果の改善を図るとともに、県海域の環境基準達成率の維持向上を図る。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-02-07

事業名	水生生物調査	事業番号	07	課係名	環境保全課 水環境・赤土対策班	係番号	02
-----	--------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b>                  (1) 対象                  小中学生及び一般参加者</p> <p>(2) 現状                  毎年、本島内及び離島の6～14河川の水生生物調査を6～11月に実施                  (主に環境月間の6月、夏休み期間中の7月～8月に実施。)</p> <p>(3) 方法                  河川に棲んでいる生き物(指標生物)を調べて、調査地点の水質階級(1～4)を判定する。</p> <p>(4) 目標                  水生生物調査を通して、水環境保全施策を円滑に推進には、施策への理解と協力供与と区可欠であり、水生生物調査を通じて、地域住民、環境保全意識の向上を図る。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b>                  (1) 何故、「官」が行うのか                  水生生物調査は公共用水域の水質保全を図るための環境教育であり、「官」が率先して実施する必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか                  水生生物調査は公共用水域の水質保全を図るための環境教育であり、NPO団体等と連携を図りながら県が率先して実施する必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>353</td> <td>1,251</td> <td>1,049</td> <td>987</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 水質環境保全啓発推進事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	353	1,251	1,049	987	人工数	0.30	0.30	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	353	1,251	1,049	987												
人工数	0.30	0.30	0.20	0.20												
<p><b>2. 事業の必要性</b>                  小中学生及び一般市民が身近な河川に触れ親しむことで、水環境保全意識の普及啓発を図ることができる。水環境保全施策を円滑に推進するには、施策への理解と県民の協力が不可欠であり、水生生物調査を通じて、県民の地域住民、環境保全意識の向上を図る。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期:</b> 昭和60年度, 終期:</p>																
<p><b>4. 自治上の区分:</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標)                  河川の水生生物調査</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b>                  8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)                  本島及び離島の河川の水生生物調査の実施                  平成15年度 10河川、平成16年度 14河川                  平成17年度 9河川                  NPOとの協働による指導者養成                  平成16年度 15人</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b>                  9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)                  NPO等民間団体が主体となる地域に根ざした活動及び持続的な活動として普及するまで。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標)                  水環境保全意識の向上</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)                  本調査に参加した方に水環境保全の普及啓発を図った。                  参加者は毎年度700名前後で推移している。                  平成15年度 655人                  平成16年度 790人                  平成17年度 594人</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)                  子どもたちへの環境教育の充実や地域における河川愛護団体の育成が図れる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 水環境・赤土対策班				
評価責任者	水環境・赤土対策班		担当者 水環境・赤土対策班		
課番号	030800	係番号	02	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-02-07				
事務事業名	水生生物調査				
歳出事業コード(1)	156005003	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	水質環境保全啓発推進事業				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	070204	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	環境教育の推進		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	河川の水生生物調査開催件数					
成果指標名又は成果の内容(A')	水生生物調査への参加者					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	6.00	10.00	19.00	20.00	20.00
成果指標A'	人	373.00	655.00	871.00	900.00	900.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	353	1,251	1,049	987	
	人工数D	0.30	0.30	0.20	0.20	
	人件費E	1,989	1,932	1,288	1,284	
	合計C+E=F	2,342	3,183	2,337	2,271	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定 根拠	小学校の総合学習や市町村の啓発活動の一環として活用されており、毎年600人～800人程度の人に参加している。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 増加傾向
判定 根拠	市町村、学校、子供会等で環境教育の一環として水生生物調査を実施したいという要望が増えてきている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	参加者数(1) 沖縄県 平成15年度 655人、平成16年度 790人 平成17年度 594人 (2) 九州各県(平成15年度実績:熊本(610人)、福岡(629人) 長崎(706人)、鹿児島(751人)、佐賀(1284人) 大分(1424人)、宮崎(1953人)	
3. 役割分担(守備範囲)		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	公共用水域の水質汚濁源に占める生活排水の割合が近年増加しており、環境への負荷の低減の観点から日常生活を見直していくことが求められている。水生生物調査を通じて、人と河川との関わりなどについての基本的な知識が修得され、その理解が深められるとともに、河川環境の保全のためにも望ましい活動を行う意欲が促されるように、官が啓発活動として当該事業を推進する必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	水生生物調査を通じて、人と河川との関わりなどについての基本的な知識が修得され、その理解が深められるとともに、河川環境の保全のためにも望ましい活動を行う意欲が促されるように、広域的な啓発活動として県が当該事業を推進する必要がある。	
4. 民間委託の可能性		判定 C
(判定内容) C. 現在、県が直接実施しているが、民間委託(一部委託含む)が可能である。		
判定根拠	民間委託は可能であるが、現在、講師派遣件数が10件程度であり、費用負担も旅費、講師謝金のみであり、委託によるコスト軽減はほとんど期待できない。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定根拠	河川の水質汚濁源として、生活排水が事業場排水より高い割合を占めていることから、生活排水対策事業に係る環境教育として当該事業を推進した方がより効果的な結果が期待できる。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	水生生物調査を通じて河川の水質の汚濁状況や、その主な汚濁源が生活排水であることを理解してもらうことは、河川環境への負荷の低減の観点から日常生活の見直しを促すことが期待できる。また、河川の主な汚濁源は生活排水であることから、水生生物調査への参加者として、将来の社会の担い手である子供たちや主婦等の地域住民は水生生物調査の参加者として適当である。	
7. 貢献度(手段と成果の相関関係)		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	将来の社会の担い手である子供たちや主婦等の地域住民に、人と河川環境との関わりについて理解してもらうことで、河川環境の保全に必要な活動を促すことが期待できる。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定根拠	平成15年度から17年度の事業実施状況をみると調査河川は10河川前後であり、参加者も600人～800人程度とほぼ横ばいである。
------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠	平成15年度～17年度の事業実施状況をみるとほぼ横ばいである。
------	---------------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	市町村、学校、地域住民等の主催する環境学習会には、水生生物調査講師の旅費、謝金のみを負担し、他の開催に必要な経費は主催者負担である。
------	--

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠	調査結果等については、インターネットを利用した水生生物調査支援情報システム（環境省）で管理している。
------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性		C
5. 事務事業の選択		B	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		D

合計	A	B	C	D	E
	3	6	3	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的方向性
		4

(評価区分) : C. 見直す  
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠	河川の水質汚濁源に占める生活排水の割合は高く、県民への生活排水対策への理解、行動が求められている。このため、県民が日常生活と河川環境との関わりなどについての基本的な知識を修得するとともにその理解を深め、河川環境の保全のために必要な生活排水対策を行う意欲を促進するために、当該事業を生活排水対策事業と統合し実施する。
------	---

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-02-08

事業名	地下水保全	事業番号	08	課係名	環境保全課 水環境・赤土対策班	係番号	02
-----	-------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県内全域における地下水の水質</p> <p>(2) 現状 県内を4ブロックに分け、年度毎にローテーションで実施している有害物質調査(概況調査)を実施している。各地点とも環境基準を満たしているが、3年に1地点程度の割合で環境基準を超過した事例があり、定期モニタリング調査、原因究明調査を実施している。</p> <p>(3) 方法 県内を4地域に分け、年度順に地域内の代表的な井戸等について有害物質による汚濁状況調査を行う。環境基準を超過した井戸等については、毎年実施する定期モニタリング調査の対象とし継続的に監視下におくとともに、必要により原因究明調査を行っている。</p> <p>(4) 目標 地下水の有害物質に係る環境基準の達成(自然由来有害物質による汚濁を除く)</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政,行政 (2)国庫,国庫 国庫補助率:(1/3)</p> <p>6. 役割分担 (1)何故、「官」が行うのか 水質汚濁防止法第15条において、県知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視しなければならないと位置付けられている。</p> <p>(2)何故、県が行うのか 同上</p>															
7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)																
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: right;">14,720</td> <td style="text-align: right;">7,153</td> <td style="text-align: right;">4,673</td> <td style="text-align: right;">2,729</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> </tr> </tbody> </table>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	14,720	7,153	4,673	2,729	人工数	0.30	0.30	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	14,720	7,153	4,673	2,729												
人工数	0.30	0.30	0.30	0.30												
対応する予算の事業名:水質保全対策費																
2. 事業の必要性 地下水はいったん汚染されるとその回復が困難であり、また、有害物質による汚染は県民の健康被害への影響が大きいことから、地下水汚染の未然防止の観点から地下水汚濁状況の常時監視が必要である。																
3. 実施年度・始期:平成元年度,終期:																
4. 自治上の区分: 自治事務																

(1) 何を(手段・活動指標) 地下水の水質調査	8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成元年度から地下水の水質の状況を継続監視している。また、環境基準を超過する項目の汚染原因究明を行っている。	9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 県内における地下水の水質状況把握と、環境基準超過の原因究明。
(2) その結果、何が(成果指標) 地下水の水質保全	8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 県内全市町村の地下水の把握。ヒ素と水銀が環境基準を超過している地下水については、原因究明調査により自然由来であることを明らかにした。	9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 地下水の水質環境基準を満たす。 基準超過項目の原因究明

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 水環境・赤土対策班				
評価責任者	水環境・赤土対策班		担当者 水環境・赤土対策班		
課番号	030800	係番号	02	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-02-08				
事務事業名	地下水保全				
歳出事業コード(1)	156006001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	水質保全対策費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	070208	計画名	環境保全実施計画			
			政策目標	自然環境の保全・活用			
			施策	水環境保全対策			
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		地下水の水質調査					
成果指標名又は成果の内容(A')		地下水の水質保全					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	地点数		40.00	52.00	30.00		37.00
成果指標A'	調査項目		26.00	26.00	26.00		26.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位: 千円)	予決算額C		14,720	7,153	4,673	2,729	
	人工数D		0.30	0.30	0.30	0.30	
	人件費E		1,989	1,932	1,932	1,926	
	合計C+E=F		16,709	9,085	6,605	4,655	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	地下水調査については県域を4ブロックに分け年度ごとのローテーションで実施し、地下水の環境基準を超過した井戸については原因究明のための事業を導入している。平成15年度においては石川市嘉手苅地区における地下水汚染の原因を究明し、住民説明会等を実施した。平成16年度、17年度に実施した沖縄市の地下水汚染原因究明調査でも地下水の水銀が自然由来であることを明らかにすることができた。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	地下水の水質保全対策については、県議会でも質問事項にあがるなど県民ニーズは高い。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	地下水の水質保全については、各都道府県とも26項目の有害物質について概況調査および定期モニタリング調査を実施している。調査の結果、地下水の汚染が判明した場合はその原因究明および対策を講じている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	水質汚濁防止法第15条で、知事は地下水の常時監視をしなければならないと規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	水質汚濁防止法第15条で、知事は地下水の常時監視をしなければならないと規定されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定根拠	一部分析については民間委託済み。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	水質汚濁防止法の規定に基づく業務である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	地下水の常時監視の手段として、概況調査や、定期モニタリング調査は最も効果的である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	地下水の概況調査および定期モニタリング調査の結果を原因究明や、対策に活用する。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。 判定 | A1

判定根拠  
 環境基準超過地点の原因究明調査により自然由来であることが、特定できた。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 | A1

判定根拠  
 測定計画に基づき概況調査、定期モニタリング調査を実施するとともに、沖縄市の環境基準超過地点の原因を究明することができた。

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 水質汚濁防止法に基づく地下水の常時監視は県知事の責務である。

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 調査業務であり、O A化はなじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		A
効率性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
8. 対費用効果	(1) 対成果		A1
		(2) 対結果	A1
	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	10	2			1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性   1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 有害物質による地下水汚染は、県民への健康被害に及ぼす影響が大きく、汚染の早期発見、拡大防止を図るためにも、現行の地下水の概況調査、モニタリング調査を行い、環境基準を超過した地下水の原因究明および対策を継続する必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-030800-02-12

事業名	公共用水域のへい死魚調査	事業番号	12	課係名	環境保全課 水環境・赤土対策班	係番号	02
-----	--------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 公共用水域におけるへい死魚の原因調査</p> <p>(2) 現状 県内では、毎年約20件のへい死魚事故が発生している。</p> <p>(3) 方法 原因究明のための水質調査及び検体分析を行う。</p> <p>(4) 目標 県内でへい死魚事故がなくなることである。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 知事は、水質汚濁防止法第15条において公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することが義務づけられている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 公共用水域の水質汚濁との関連が大きいことから、水質汚濁防止法第15条に基づく公共用水域等の常時監視の一環として原因調査を行う必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 水質関係事業所等監視指導事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.10	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.10												
<p>2. 事業の必要性 公共用水域の水質保全を図る上で必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 調査体制の確立</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) すべての検体について、衛生環境研究所で検査している。また、調査マニュアルに基づき、迅速な調査体制を確立した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 市町村等関係機関との連絡体制の強化を図るとともに、原因究明率を上げる。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 原因究明率の向上</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 原因究明率 平成13年度(30%) 平成14年度(50%) 平成15年度(34%) 平成16年度(72%) 平成17年度(71%)</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 公共用水域の水質保全を図り、へい死魚発生を減少と原因究明率を向上させる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境保全課 水環境・赤土対策班				
評価責任者	水環境・赤土対策班		担当者 水環境・赤土対策班		
課番号	030800	係番号	02	電話番号	866-2236
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030800-02-12				
事務事業名	公共用水域のへい死魚調査				
歳出事業コード(1)	156005001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	水質関係事業所等監視指導事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	070208	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	水環境保全対策		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	事故発生件数					
成果指標名又は成果の内容(A')	原因究明率の向上					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件数	16.00	27.00	18.00	10.00	10.00
成果指標A'	究明率	50.00	34.60	72.20	80.00	80.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.10	
	人件費E	663	644	644	642	
	合計C+E=F	663	644	644	642	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	河川等において年間約20件の魚類へい死事故が発生している。特に比謝川、天願川等では水道原水の取水停止を招く等大きな影響を与えている。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	河川等における魚類へい死事故に関する情報の多くは地域の住民から寄せられるものであり、県民は迅速な原因究明を求めている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他府県でも河川等におけるへい死魚事故に係る原因究明等の諸調査は、本庁、保健所及び衛生環境研究所の連携の中で対応している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	水質汚濁防止法第15条で、知事は公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないと規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	水質汚濁防止法第15条で、知事は公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないと規定されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	水質汚濁防止法第15条で、知事は公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないと規定されている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠		
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	河川等における魚類へい死事故の迅速な原因究明には、危機管理体制（関係機関の連携）が重要であることから、平成6年度から調査マニュアルを作成し対応している。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	危機管理体制（関係機関の連携）の構築が迅速な原因究明につながる。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1  
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	危機管理体制が構築され、原因究明率は上昇している。
----------	---------------------------

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定 根拠	魚類へい死事故の発生件数は横ばいである。
----------	----------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	水質汚濁防止法第15条で、知事は公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないと規定されている。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	現場における原因究明のための環境調査につきO A化になじまない。
----------	----------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1	
		(2) 対結果	A 2	
	9. 県の負担割合			A
	10. O A化の可能性			A

合計	A	B	C	D	E
	1 1	1	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価			
評価区分	B	具体的方向性	1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	原因の特定できた死魚事例のうち、有毒物質による急性中毒死が最も多いことから、上水道水源、漁業等への影響を最小限におさえるためにも、関係機関と連携し、迅速な原因究明に努める必要がある。
----------	---